

報告第 11 号

専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 27 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

## 専 決 処 分 書

丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

### 1 被解嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城乾コミュニティ	播磨 謙次	城乾コミュニティセンター所長
郡家コミュニティ	香川 広	郡家コミュニティセンター所長

### 2 解嘱年月日

令和6年3月31日

### 3 解嘱理由

コミュニティにおいて、推進員に対する推薦者の変更があったため

### 4 被委嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城乾コミュニティ	藏崎 景三	城乾コミュニティセンター所長
郡家コミュニティ	山本 兼司	郡家コミュニティセンター所長

### 5 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年6月30日まで（残任期間）

## 生涯学習推進員名簿

コミュニティ名	氏 名	
城 北	片 山 和 雄	※
城 西	武 田 尚	※
城 乾	藏 崎 景 三	※
城 坤	佐々木 茂 樹	※
城 南	山 地 淳 之	※
土 器	矢 野 利 枝	※
飯 野	横 田 秀 樹	※
川 西	横 田 昌 憲	
郡 家	山 本 兼 司	※
垂 水	町 戸 吉 文	※
本 島	十 河 久 美 子	※
広 島	山 田 健 司	※
栗 熊	喜 多 壽 子	
岡 田	引 田 真 人	※
富 熊	内 海 貴 支	※
飯山南	進 和 彦	
飯山北	原 田 伸 二	

※…各コミュニティセンター所長

※\_\_\_\_…被委嘱者

委嘱期間

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで